

審議会・検討会等担当課長

このことについて、次のとおり報告します。

審議会・検討会等の名称	愛媛県薬剤師確保対策地域連携プロジェクト協議会		
事務局（担当課）	保健福祉部 健康衛生局 薬務衛生課 薬事係 （担当） 森 （内線） 3609		
設置根拠	☐ 法律 ☐ 条例 ☒ 要綱等 （名称）愛媛県薬剤師確保対策地域連携プロジェクト協議会設置要綱		
設置年月日	令和８年５月８日		
審議、意見聴取等の内容	（１）薬学部進学を目指す学生の確保及び県内定着に関すること。 （２）修学資金支援制度の運用に関すること。 （３）前号の薬剤師の継続的な支援に関すること。 （４）薬剤業務向上加算に係る薬剤師の出向先病院の選定に関すること。 （５）関係団体が行う薬剤師確保に向けた取組の調整に関すること。 （６）その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。		
公開・非公開決定日 （決定した会議開催日等）	令和８年７月２３日		
公開・非公開の別 （決定の内容）	☒ 公開 ☐ 全部公開 ☒ 部分公開 ☐ 非公開		
公開・非公開に係る法令等の規定	☐ 有 ☒ 無 （名称）		
公開できない審議、意見聴取等の内容	非公開とする具体的理由	非公開規定	
上記（２）・（３） 当該支援制度の利用予定者又は利用中の者及び当該支援制度利用者が大学卒業後に勤務する病院の選定に関する協議	氏名や就業希望病院など個人に関する情報を含むため。 当該病院から公にしない条件で任意提供された給与や勤務形態など通常知り得ない内部情報を含み、公にすることにより当該病院の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。	（１）－１ （１）－２	

上記(4) 出向する薬剤師及び出向先の病院に関する協議	個人に関する情報及び出向先の病院に関する給与や勤務形態、出向元と出向先の契約内容など通常知り得ない内部情報を含むため。	(1) - 1 (1) - 2
摘 要		
	報 告 日	令和8年8月24日

注1 会議の公開又は非公開の決定後、速やかにその決定を本書により広報広聴課へ報告して下さい。(会議の公開又は非公開のいずれの決定の場合も報告してください。)

2 「公開・非公開の別(決定の内容)」が「部分公開」又は「非公開」の場合は、「公開できない審議、意見聴取等の内容、非公開とする具体的理由、非公開規定」を記入してください。

3 「公開できない審議、意見聴取等の内容」及び「非公開とする具体的理由」は、できるだけ具体的に記入してください。

また、「非公開規定」は、例えば、審議会・検討会等の会議の公開に関する指針の4(公開基準)の(1)の情報公開条例第7条例第2項第1号に該当する場合は、“(1)-1”と記入してください。

4 当初の公開又は非公開の決定により難い新たな事項の審議、意見聴取等を行うこととなり、これについての公開又は非公開の決定を行った場合は、「審議、意見聴取等の内容」に新たな事項の内容を記入し、「摘要」に“新たな決定”と記入してください。